

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人山崎保一、同中川久義の上告理由について。

登記は物権の対抗力発生の要件であつて、この対抗力は法律上消滅事由の発生し
ないかぎり消滅するものではないと解すべきである。したがつて抵当権設定登記が
抵当権者不知の間に不法に抹消された場合には、抵当権者は対抗力を喪失するもの
でないから、登記上利害の関係ある第三者に対しても回復登記手続きにつき承諾を与
うべき旨を請求することができるものといわなければならない。所論は登記上利害
関係ある第三者は回復登記によつて不測の損害を受けるか否かにより承諾義務の有
無を決すべきである旨主張するが、抹消登記が不法に行われたものである以上、そ
の回復登記の有無にかからず第三者は抵当権登記の対抗力を否認することができな
い立場にあり、回復登記がなされることによつて何等実体上の損失を被むること
にはならないから、実体関係に符合させるための回復登記手続きに対する承諾を拒み得
ないものと解するを相当とする。引用の判例は本件に適切でなく、原判決は結局正
当に帰し、所論は採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと
おり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 藤 田 八 郎

裁判官 河 村 大 助

裁判官 奥 野 健 一

裁判官 山 田 作 之 助